



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年10月13日金曜日 第451号外1

◇ 目 次 ◇  
条 例

愛媛県核燃料税条例.....	( 税務課 ) .....	1
旅館業法施行条例の一部を改正する条例.....	( 薬務衛生課 ) .....	3
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	( 男女参画・子育て支援課 ) .....	4
えひめ森林公園管理条例の一部を改正する条例.....	( 森林整備課 ) .....	5
知事及び副知事の給料の減額に関する条例.....	( 人事課 ) .....	7

条 例

○愛媛県条例第28号

愛媛県核燃料税条例を次のように公布する。

令和5年10月13日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県核燃料税条例

( 課税の根拠 )

**第1条** 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

( 定義 )

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質（以下「核燃料物質」という。）で発電用原子炉に燃料として使用することができる形状又は組成のものをいう。
- (3) 発電用原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
- (4) 使用済燃料 発電用原子炉に燃料として使用した核燃料物質でその取得価額を電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第24条の核燃料勘定から除去したものをいう。
- (5) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額によって課する核燃料税をいう。
- (6) 出力割 発電用原子炉の熱出力によって課する核燃料税をいう。
- (7) 核燃料物質重量割 発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料の重量によって課する核燃料税をいう。

( 賦課徴収 )

**第3条** 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）の定めるところによる。

( 価額割の納税義務者等 )

**第4条** 価額割は、核燃料の発電用原子炉への挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の核燃料の発電用原子炉への挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の3の11第2項に規定する使用前事業者検査について同条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（以下「使用前事業者検査確認日等」という。）
- (2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の16第2項に規定する定期事業者検査の期間内に核燃料の当該発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該定期事業者検査が終了した日
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、核燃料の発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

( 出力割の納税義務者等 )

**第5条** 出力割は、発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 出力割の課税標準の算定の基礎となる期間（以下「課税期間」という。）は、次に掲げる期間とする。

- (1) 4月1日から6月30日まで
- (2) 7月1日から9月30日まで

(3) 10月1日から12月31日まで

(4) 1月1日から3月31日まで

3 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合における使用前事業者検査確認日等（前項各号の期間の初日を除く。）の属する一の課税期間は、同項の規定にかかわらず、当該使用前事業者検査確認日等から当該使用前事業者検査確認日等の属する同項各号の期間の末日までとする。

4 原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定による認可を受けた日（以下「認可日」という。）（第2項各号の期間の末日を除く。）の属する一の課税期間及び当該課税期間の翌課税期間は、第2項の規定にかかわらず、次に掲げる期間とする。

(1) 当該認可日の属する第2項各号の期間の初日から当該認可日の属する月の末日まで

(2) 当該認可日の属する月の翌月の初日から同日の属する第2項各号の期間の末日まで

5 原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第8項の規定により廃止措置の結果が基準に適合していることについて確認を受けた日（以下「廃止措置確認日」という。）（第2項各号の期間の末日を除く。）の属する一の課税期間は、第2項の規定にかかわらず、当該廃止措置確認日の属する同項各号の期間の初日から当該廃止措置確認日までとする。

（核燃料物質重量割の納税義務者等）

**第6条** 核燃料物質重量割は、発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵に対し、当該発電用原子炉施設の設置者に課する。

2 核燃料物質重量割の賦課期日は、4月1日とする。

（課税標準）

**第7条** 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。第10条第1項において同じ。）の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日（廃止措置確認日の属する課税期間にあつては、当該廃止措置確認日の前日）現在における発電用原子炉の熱出力とし、核燃料物質重量割にあつては発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料の重量とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

3 第1項の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の許可（原子炉等規制法第43条の3の8第1項本文の許可を受けた場合は、当該許可）に係る発電用原子炉の原子炉等規制法第43条の3の5第2項第3号の熱出力とする。

4 課税期間が3月に満たない場合における第1項の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

5 第1項の重量は、原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量とする。

（税率）

**第8条** 価額割の税率は、100分の8.5とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに、1,000キロワットにつき59,000円（認可日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間にあつては、29,500円）とする。

3 核燃料物質重量割の税率は、1キログラムにつき600円とする。

（徴収の方法）

**第9条** 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続等）

**第10条** 価額割の納税義務者は、核燃料を発電用原子炉に挿入した日から起算して2月（第4条第2項第1号に掲げる場合にあつては、3月）を経過する日の属する月の末日（第7条第2項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない理由により同日までに申告納付することができないと認められるときは、知事が指定した日）までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

3 核燃料物質重量割の納税義務者は、毎年5月31日までに、規則で定めるところにより、賦課期日における核燃料物質重量割の課税標準たる重量及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

（期限後申告等）

**第11条** 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による核燃料税の決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力若しくは重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

（更正及び決定に関する通知）

**第12条** 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納付手続)

第13条 核燃料税の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合には、当該通知書に係る不足税額(更正により増加した税額又は決定による税額をいう。)及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

(納税地等)

第14条 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、県税条例第3条第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税」と、「核燃料税」と、

「(10) 固定資産税 償却資産の所在地

県税条例第4条第1項中「(10) 固定資産税 償却資産の所在地」とあるのは (10)の2 核燃料税 価額割及び出力割にあつては、発電用核燃料物質重量割にあつては、発電用

原子炉の所在地 と、県税条例第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県核燃料税条例(令和5年愛媛県条

原子炉施設の所在地」

例第28号)」とする。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定中価額割に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

3 この条例の施行の際現に発電用原子炉を設置して運転及び廃止に係る事業を行っている場合における施行日(第5条第2項各号、第4項各号及び第5項の期間の初日を除く。)の属する一の課税期間は、同条第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該施行日から当該施行日の属する同条第2項各号、第4項各号又は第5項の期間の末日までとする。

(有効期間等)

4 この条例は、施行日から起算して5年間(以下「有効期間」という。)その効力を有する。

5 この条例は、有効期間中における核燃料の発電用原子炉への挿入、発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業並びに発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、有効期間経過後においても、なおその効力を有する。

6 第5条第2項各号、第3項、第4項各号又は第5項の期間の中途において有効期間が満了する場合は、同条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの期間の初日から当該有効期間の満了の日までを一の課税期間とする。

7 有効期間の満了の日(月の末日を除く。以下「満了日」という。)と廃止措置確認日とが同じ月に属する場合で廃止措置確認日が満了日までに到来するとき及び前項の場合における第7条第4項後段の規定の適用については、同項後段中「1月とする」とあるのは、「切り捨てる」とする。

○愛媛県条例第29号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項第3号及び第4項(これらの規定を法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)、第4条第2項並びに第5条第1項第4号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項第3号及び第4項(これらの規定を法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)、第4条第2項並びに第5条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下</p>

「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、清純な施設環境を保持しなければならない施設、その施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者、宿泊施設の衛生について講じなければならない必要な措置の基準、宿泊を拒むことができる事由及び構造設備の基準並びに法の規定に基づく事務の手数料について必要な事項を定めるものとする。

(清純な施設環境を保持しなければならない施設)

第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1)~(3) 省略

2 省略

(宿泊拒否の事由)

第5条 営業者は、法第5条第1項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、宿泊を拒むことができる。

(1)~(4) 省略

(手数料)

第6条 法第3条第1項又は第3条の2第1項、第3条の3第1項若しくは第3条の4第1項の規定に基づく許可又は承認を受けようとする者は、当該許可又は承認の申請の際に手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請  
手数料 1件につき 7,400円

3 省略

「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、清純な施設環境を保持しなければならない施設、その施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者、宿泊施設の衛生について講じなければならない必要な措置の基準、宿泊を拒むことができる事由及び構造設備の基準並びに法の規定に基づく事務の手数料について必要な事項を定めるものとする。

(清純な施設環境を保持しなければならない施設)

第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1)~(3) 省略

2 省略

(宿泊拒否の事由)

第5条 営業者は、法第5条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、宿泊を拒むことができる。

(1)~(4) 省略

(手数料)

第6条 法第3条第1項又は第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項の規定に基づく許可又は承認を受けようとする者は、当該許可又は承認の申請の際に手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請  
手数料 1件につき 7,400円

3 省略

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年10月13日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains a table for '別表(第2条関係)' (Annex Table (Article 2 Related)). The 'After' table lists '事務' (Matters) and '市町' (Municipalities/Towns). Item 59-5 is highlighted with a dashed line. The 'Before' table is identical but includes an additional item (1) under 59-5: '(1) 法第3条第10項の規定に基づく同条第1項又'.

<p>(1) 法第3条第11項の規定に基づく設置した幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る事項を記載した書類の受理に関する事務</p> <p>(2) 法第18条第2項の規定に基づく設置した幼保連携型認定こども園に係る事項を記載した書類の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第28条の規定に基づく教育保育概要等の周知に関する事務（松山市長がした法第3条第1項又は第3項の認定、同条第10項の公示及び法第17条第1項の認可に係る施設並びに松山市が設置した幼保連携型認定こども園（以下この項において「市長認定等施設」という。）に係るものに限る。）</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>	<p>は第3項の認定に係る申請書の写しの受理に関する事務</p> <p>(2) 法第3条第12項の規定に基づく設置した幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る事項を記載した書類の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第18条第2項の規定に基づく法第17条第1項の認可に係る書類の写しの受理に関する事務</p> <p>(4) 法第18条第3項の規定に基づく設置した幼保連携型認定こども園に係る事項を記載した書類の受理に関する事務</p> <p>(5) 法第28条の規定に基づく教育保育概要等の周知に関する事務（松山市長がした法第3条第1項又は第3項の認定、同条第11項の公示及び法第17条第1項の認可に係る施設並びに松山市が設置した幼保連携型認定こども園（以下この項において「市長認定等施設」という。）に係るものに限る。）</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p>
59の6～62 省略	59の6～62 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第31号

えひめ森林公園管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

えひめ森林公園管理条例の一部を改正する条例

えひめ森林公園管理条例（平成17年愛媛県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（業務）</p> <p>第2条 公園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>施設の提供に関すること。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第3条 公園の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>前条各号</u> に掲げる業務の実施に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に関すること。</u></p>	<p>（業務等）</p> <p>第2条 公園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 <u>公園の施設は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第3条 公園の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1項各号</u> に掲げる業務の実施に関すること。</p> <p>(2) 省略</p>

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(休園日等)

第5条 省略

2 キャンプ場の利用期間は、4月1日から10月31日までとする。

ただし、前条第1項の開園時間内に利用する場合は、この限りでない。

3・4 省略

(自由利用)

第6条 公園は、別表第1に掲げる施設、指定管理者が定める附属設備及び備品、県民参加の森(森林体験活動(伐採、下刈り、枝打ちその他の知事が定める活動をいう。以下同じ。))のため利用する場合に限る。)並びに管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

(利用の許可)

第9条 次 に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(1) 別表第1に掲げる施設

(2) 指定管理者が定める附属設備及び備品

2~4 省略

(許可の基準)

第10条 指定管理者は、前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1)・(2) 省略

2 省略

第11条 省略

(利用料金の納付)

第12条 別表第2に掲げる施設並びに指定管理者が定める附属設備及び備品を利用する者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、公園の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

第13条 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる附属設備及び備品の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) コインシャワー 1回につき200円の範囲内で指定管理者が定める額

(2) 前号のコインシャワー以外の指定管理者が定める附属設備及び備品 実費を勘案して指定管理者が定める額

3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(休園日等)

第5条 省略

2 次の表の左欄に掲げる施設の利用期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

キャンプ場	6月1日から9月30日まで
実習用苗畑	3月1日から11月30日まで

3・4 省略

(自由利用)

第6条 公園は、別表第2に掲げる施設、県民参加の森(森林体験活動(伐採、下刈り、枝打ちその他の知事が定める活動をいう。以下同じ。))のため利用する場合に限る。)及び管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

(利用の許可)

第9条 別表第2に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2~4 省略

(許可の基準)

第10条 指定管理者は、別表第2に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1)・(2) 省略

2 省略

第11条 省略

表しなければならない。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

- (1) 県又は指定管理者が公園の目的を達成するために利用するとき。
- (2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者が公園の施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

第15条 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他別表第2に掲げる施設並びに指定管理者が定める附属設備及び備品を利用する者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

第16条 省略

第17条 省略

別表第1(第6条、第9条関係)

- 1 森林学習展示館研修室
- 2 省略
- 3 キャンプサイト
- 4 バンガロー
- 5 省略
- 6 イベント広場(イベントの開催のため利用する場合に限る。)

別表第2(第12条、第13条、第15条関係)

区 分	単 位	金 額
森林学習展示館研修室	1時間につき	900円
キャンプサイト	1区画1回につき	2,000円
バンガロー	1棟1回につき	5,000円

備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第32号

知事及び副知事の給料の減額に関する条例を次のように公布する。

令和5年10月13日

愛媛県知事 中村時広

第12条 省略

第13条 省略

別表第1(第2条 関係)

- 1 森林学習展示館
- 2 省略
- 3 キャンプ場
- 4 省略
- 5 県民参加の森
- 6 樹木園
- 7 山菜栽培園
- 8 きのこと栽培園
- 9 昆虫観察飼育施設
- 10 自然観察道
- 11 駐車場
- 12 その他の施設

別表第2(第6条、第9条、第10条関係)

- 1 森林学習展示館研修室
- 2 フィールドアスレチック
- 3 キャンプ場
- 4 実習用苗畑

**知事及び副知事の給料の減額に関する条例**

令和5年11月分の知事及び副知事（知事が定める者に限る。）の給料月額、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第2条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定による額からそれぞれその10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。